

介護老人福祉施設 銀の館 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ラファエル会が設置運営する介護老人福祉施設銀の館（以下「事業所」という）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 事業所は、ご入所者に対し日常生活の援助及び専門的機能の提供を行うことにより、ご入所者の心身機能の維持及び居宅での日常生活に復帰することを目指すものでなければならない。

2 事業所は、ご入所者の人格を尊重し、常にご入所者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業所は、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤1名)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1名(常勤)

介護支援専門員は、ご入所者およびその家族、看護師、管理栄養士、介護職員、生活相談員の参加を求め、ケア検討会議(担当者会議)を開催し、ご入所者のケア・マネジメントを行う。また、適切な施設サービスの提供のため生活相談員と連携して、他事業所および行政諸機関との調整を図る。

(3) 生活相談員 1名(常勤)

生活相談員は、ご入所者の家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(4) 介護職員 18名以上(常勤換算方法)

介護職員は、施設サービスの提供に当りご入所者の心身の状況等を的確に把握するとともに、ご入所者に対し適切な援助を行う。

(5) 看護職員 2名以上

看護職員は、ご入所者の健康状態を的確に把握するとともに、ご入所者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、ご入所者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために機能訓練を行う。

(7) 医師 1名(非常勤嘱託1名)

ご入所者の日常生活を営むのに必要な医療、健康維持管理を行う。

(8) 管理栄養士 1名(常勤1名)

ご入所者の日常生活を営むのに必要な栄養管理を行い、ご入所者の食生活を充実させるための適切な管理を行う。

(入所定員)

第4条 入所定員は54名とする。

(施設サービスの内容)

第5条 事業所は、施設サービス計画(ケアプラン)に基づき、以下のサービスを行う。

(1) 日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う

ア) 排泄の介助

イ) 移動の介助

ウ) 通院の介助等、その他必要な身体の介護

エ) 養護(休養)

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

ご入所者が日常施生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、並びにご入所者の心身の活性化を図るための各種サービス(アクティビティー・サービス)を提供する。

ア) 日常生活動作に関する訓練

イ) レクリエーション

ウ) グループワーク

エ) 行事的活動

オ) 体操

カ) 鍼灸師によるマッサージ

キ) 趣味活動

(4) 入浴サービス

・ 入浴形態

ア) 一般浴槽による入浴

イ) 特殊浴槽による入浴

・ 介助の種類(必要に応じて行う)

ア) 衣類の着脱

- イ) 身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ) その他必要な介助
- (5) 食事サービス
 - ア) 準備、後始末の介助
 - イ) 食事摂取の介助
 - ウ) 医師の指示(食事箋)による特別食の提供

(利用料など)

第6条 事業所の介護保険給付対象サービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とする。その他介護保険上の加算、食費、居住費、本人の選択によるサービスについては、サービス利用料金表別表のとおり利用料の支払いを受ける。

- (1) 基本介護報酬単価
- (2) 介護保険上の加算
- (3) 食費及び居住費
- (4) 施設サービスの提供に当たり、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの
 - ア) 入所者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費
 - イ) 入所者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用 実費
 - ウ) 入所者の希望により特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - エ) 入所者の希望により特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - オ) 協力医療機関より遠方の医療機関への通院にかかる交通費（利用者希望に限る）
 - カ) 入所者個人の特別な疾患等にかかる医療材料費のうち医療保険の対象とならないものの費用
 - キ) 個人専用の家電製品の電気代
 - ク) 入所者の希望により事業者が代わりに購入する新聞・雑誌代等
 - ケ) その他入所者の嗜好に基づく「贅沢品」にかかる費用
- 2 前項の支払いを含むサービスを提供する際は、ご入所者又はその家族に対し必要な書類を交付して同意を得ることとする。
- 3 ご入所者の支払いは、施設指定口座に対して指定期日に銀行引き落としにて受ける。ただし、引き落とし手続き完了までの期間については現金、銀行振り込みでの支払いも可能とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第7条 ご入所及びその家族は、下記の事項について守らなければならない。

- (1) 事業者との契約書の内容に関する事項
- (2) その他集団生活上必要な次に掲げる事項

- ・ 宗教活動を他の人に強要しないこと。
- ・ 犬、猫などのペットの飼育をしないこと。
- ・ 政治活動に関し、他の人に強要したり迷惑を掛けたりしないこと。

2 ご入所者は、前項の規定に不服があるときは、適宜事業者と協議する

(秘密保持)

第8条 事業所の従業者は、業務上知り得たご入所者又はその家族の秘密保持を遵守する。

2 事業所は、従業者であった者が、退職後も業務上知り得たご入所者またはその家族の秘密保持を厳守するために、必要な措置を講ずる。

3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、ご入所者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書によりご入所者の同意を得る。

(苦情処理)

第9条 事業所は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関するご入所者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口、担当者の配置、事実関係の調査その他の改善のための措置を講ずる。

2 苦情受付担当者及び苦情解決責任者の職氏名、役割等については別に定める(別紙参照)

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、ご入所者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、その状況等について所定の様式にて速やかに記録することとし、必要に応じて市町村、入所者家族等に開示できるものとする。

3 事業所は、ご入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(身体的拘束の制限その他入所者の行動を制限する行為を行う際の手続)

第11条 事業所は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該ご入所者又は他ご入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご入所者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、やむを得ず前項に規定する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際のご入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(非常災害対策)

第12条 事業所におけるサービス提供中に天災その他の災害が生じた場合、従業者はご

入所者の避難など適切な処置を講ずる。

- 2 管理者は、定期的避難訓練を始め日常的に災害への具体的対応を練ることとする。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 事業所は、この事業を行うため必要な、記録・帳簿を整備する。

- 2 この規程に定める事項以外の運営に関する重要事項は、社会福祉法人ラファエル会と管理者の協議に基づいて定めるものとする。
- 3 介護記録について利用者の求めに応じて開示することができるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止対策の検討を定例会議内で開催する。
 - (2) 虐待防止の指針の整備
 - (3) 従業者に対する定期的な研修の実施
 - (4) 虐待防止に関する措置の担当者の配置
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、相模原市関係課に対し通報するものとする。

(感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に関する事項)

第15条 感染症の予防及び蔓延の防止における対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、感染症の予防及び蔓延の防止対策に取り組むものとする。

- (1) 感染症の予防及び蔓延の防止対策の検討を定例会議内で開催する。
- (2) 従業者に対する定期的な研修の実施
- (3) 感染症の予防及び蔓延の防止に関する措置の担当者の配置
- (4) 感染症の予防及び蔓延の防止のために必要な措置

(ハラスメント防止に関する事項)

第16条 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組むものとする。

- (1) ハラスメント防止対策の検討を定例会議内で開催する。
- (2) ハラスメントの指針の整備
- (3) 従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) ハラスメントに関する措置の担当者の配置
- (5) そのハラスメント防止のために必要な措置

(協力医療機関)

第17条 以下に定める医療機関を協力医療機関とし、ご入居者の状況に応じて適宜受診等するものとする。

<医療機関>

・医療法人社団 悠心会 森田病院

(職員の研修)

第18条 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定める通り研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 年1回以上
- (2) 虐待防止研修 年2回以上
- (3) 理事長懇談会(研修) 年1回
- (4) その他法令で定められている研修 年1回以上

2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(事業継続計画に関する事項)

第19条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し取り組むものとする。

- (1) 業務継続計画の検討を定例会議内で開催する
- (2) 業務継続計画の指針の整備
- (3) 従業者に対する定期的な研修及び訓練
- (4) 業務継続計画に関する措置の担当者の配置
- (5) その他業務継続計画のために必要な措置

付則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 5月15日から施行する。

この規程は 平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は 平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和元年 1 1 月 2 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日を以って改定する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日を以って改定する。

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日を以って改定する。

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日を以って改定する。